



結婚新生活を応援します！

原村結婚新生活支援事業

対象世帯

- ・補助対象となる村内の住宅に住所がある
- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届受理
- ・婚姻時に夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得が500万円未満
- ・引き続き村内に5年以上居住する意思がある
- ・夫婦ともに村税を滞納していない
- ・夫婦ともに暴力団員や暴力団員と密接な関係でない
- ・他自治体も含めて当補助金と同様の趣旨の補助金を受けたことがない

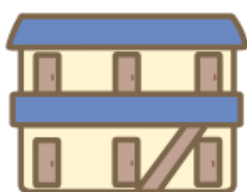
対象世帯か
裏面で確認!!

対象経費

新居の 新築・購入費用



新居の リフォーム費用



新居の 賃貸費用



新居の 引っ越し費用



補助金額

- ・夫婦ともに29歳以下 最大50万円
- ・夫婦ともに39歳以下 最大30万円

お問い合わせ

原村企画財政課企画係（原村役場1階）

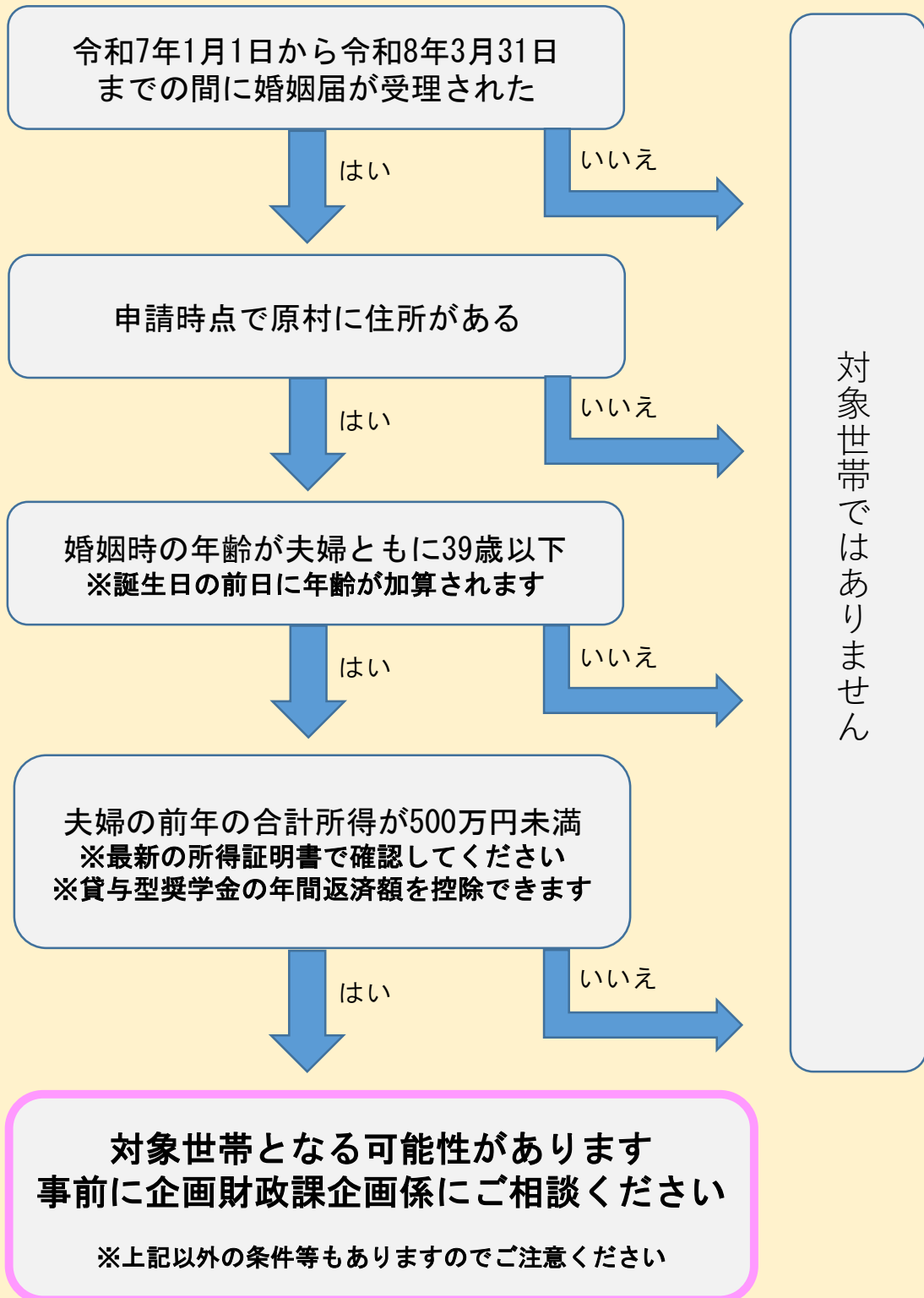
☎0266-79-7942 ✉kikaku@vill.hara.lg.jp



詳細は
こちら



結婚新生活支援事業対象世帯確認チャート



申請の流れ

